**日本比較文化学会中国・四国支部会則**

第１条（名称）

本会は、日本比較文化学会中国・四国支部と称する。

第２条（目的）

本会は、日本比較文化学会の支部として、諸文化の比較研究及び比較研究の方法論に基づく諸学問分野を促進し、多文化間の理解と交流及び学際的な学術の発展と交流に資すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第３条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

（１）支部総会（年１回）

（２）支部研究会

（３）その他の必要な事業

第４条（会員）

１．本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て、本会に登録された者とする。

２．本会の会員は、別に定める会費を毎年６月末日までに支払わなければならない。

３．本会の会員は、支部研究会において研究発表することができる。また、本会が主催する各種行事に参加することができる。

第５条（支部役員構成）

本会に次の役員を置く。

（１）支部長 １名

（２）副支部長 若干名

（３）支部指名理事 １名

（４）支部推薦理事 若干名

（５）会長推薦理事 若干名

第６条（支部長）

１．支部長は、本支部を代表し、支部を統括し、且つ、支部総会及び支部役員会の議長となる。

２．支部長は、支部役員会において選出し、支部総会において承認を得るものとする。

３．支部長の任期は２年とし、重任を妨げない。

第７条（副支部長）

１．副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があった場合は、支部長の代行をする。

２．副支部長は、支部長の推薦により支部総会の承認を経て、支部長が委嘱する。

３．副支部長の任期は２年とし、重任を妨げない。

第８条（支部指名理事）

支部指名理事は、会員のなかから１名を支部長が推薦し、支部役員会および支部総会の承認を得るものとする。

第９条（支部推薦理事）

１．支部推薦理事になろうとする会員は、事務局にたいして、書面で届けるものとする。

２．支部役員会は、支部推薦理事を２名以内推薦し、支部総会の承認を得るものとする。

第１０条（支部役員会）

１．支部役員会は次により構成される。

（１）支部長

（２）副支部長

（３）支部指名理事

（４）支部推薦理事

（５）会長推薦理事

（６）支部事務局長

（７）支部編集委員長

２．支部役員会は、支部長が必要に応じて招集し、会務全般に関わる事項を審議決定する。

３．支部役員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって開催することができる。

第１１条（支部総会）

１．支部総会は、すべての会員によって構成される。

２．支部総会は、支部役員の承認、予算・決算およびその他の重要事項を審議決定する。

３．総会の議事は、議長を除く出席会員の過半数（委任状を含む）で決し、可否同数の場合は議長が決する。

第１２条（支部編集委員会）

１．本支部に支部編集委員会を置く。

２．支部編集委員会は、支部編集責任者および支部編集委員からなる。

３．支部編集責任者は、支部長が推薦し、支部役員会および支部総会の承認を経て、支部長が委嘱する。

４．支部編集委員は、支部編集責任者の推薦により、支部長が委嘱する。

第１３条（支部事務局）

１．支部事務局は、支部事務局長および支部事務局員で構成されるものとする。

２．支部事務局長は、支部長の推薦により、支部役員会および支部総会の承認を経て、支部長が委嘱する。

３．支部事務局員は、支部事務局長の推薦により、支部長が委嘱する。

４．支部事務局長は、任期を２年とし、重任を妨げない。

附則

本会則は、2015 年11 月10日より施行する。

**日本比較文化学会中国・四国支部会則施行細則**

第１条（会費）

会則第４条２項に定める会費の金額は以下のとおりとする。

年額 2,000 円

第２条（会員の除籍と再入会、休会）

１．会員が会費を２年分滞納したときには、当然に会員資格を喪失するものとする。

２．会費滞納により会員資格を喪失（除籍処分）となった者の再入会に関しては、再入会が認められた場合でも、再入会手続きと共に再入会費用が発生する。再入会費用は、2,000円とする。

３．年度末までに次年度からの休会届が出た場合は、記載事項の休会期間は休会扱いとし、会費の発生は起こらない。但し、休会期間は発表等の資格を有しない。

付則

本施行細則は、2015 年11月10日より施行する。